資料3-4

厚生労働省発生食0421第5号 令 和 4 年 4 月 21日

食品安全委員会 委員長 山本 茂貴 殿

厚生労働大臣 後藤 茂之 (公 印 省 略)

食品健康影響評価について

食品安全基本法(平成15年法律第48号)第24条第1項第1号の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、 貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法(昭和 22 年法律第 233 号)第 13 条第 1 項の規定に基づき、同項の食品の規格として、次に掲げる農薬及び動物用医薬品の食品中の残留基準を設定すること。

シペルメトリン

